

新型コロナウイルス感染症による競技大会の対応について

令和2年3月13日

1 基本方針

- ①国及び県の方針に沿って、参加者の健康を第一に考え、開催可否を判断する
- ②開催の場合は各競技において感染防止対策を徹底する
- ③延期・中止等の判断は財団と競技団体が協議の上決定する
- ④状況の変化等により、危険が高まった場合は、一旦開催が決定していても再度判断することとし、無理な開催は求めない
- ⑤ねりんピック代表選考競技は公平・公正な選考が行われれば、代表選考のみに絞って開催も可能とする
- ⑥やむをえない場合は、今回に限り予選を経ないで代表選手を決めることもありうる
- ⑦場合によっては、ねりんピック派遣を希望しないことも可能とする

2 開催可否判断

概ね1ヵ月前に中止、延期、縮小の判断をする
ただし、直前まで判断が可能な競技は個別対応とする

3 感染予防対策（具体内容）

- ①受付・競技場内にアルコール消毒液を設置し、参加者全員に消毒を求める
- ②受付で参加者全員の体調を聞き、熱のある者（37度以上）、体調不良の者は参加を中止する
- ③選手・関係者以外の一般客（観覧者）は会場への入室を禁止する
- ④選手・関係者のマスクの着用を求める（競技中は可能な範囲で）
- ⑤室内競技会場の窓は開けて実施するとともに、常時開けることが不可能な場合はこまめに換気を行う
- ⑥全員が集まる開会式、表彰式、閉会式は省略するとともに、大会時間の短縮に努める（競技が終了した者から帰宅を促す）
- ⑦昼食をはさむ日程は避けるとともに、不可能な場合は、昼食は個々で離れて取るようにする
- ⑧会場で飲食物関係の配布は禁止とする
- ⑨競技中の握手等の身体的接触行為は避ける（礼儀に反する場合はあらかじめ主催者からその旨アナウンスする）
- ⑩競技中以外の待機時間はできる限り個々で離れて待機する

4 中止の場合の経費補償

- ①準備にかかった経費のうち、会場費、設営費のみ財団負担金で補償する
- ②補償以外で余剰となった財団負担金は競技団体から財団に返還する
- ③上記以外は競技団体負担とする